

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 31 日現在

機関番号：14503

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21730001

研究課題名（和文） 現代中国の司法の正統性に関する実証研究  
—刑事裁判の目的と裁判制度正統化の論理構造研究課題名（英文） Empirical research on judicial legitimacy in contemporary China :  
objectives of criminal trials and a theoretical structure for the legitimization of the  
court system

研究代表者

坂口 一成 (Sakaguchi Kazushige)

兵庫教育大学・大学院学校教育研究科・准教授

研究者番号：10507156

研究成果の概要（和文）：

本研究の課題は種々の裁判統制制度が構築されている現代中国の刑事裁判の正統性（legitimacy）根拠の解明である。本研究は裁判の目的によりそれは異なるという視座に立ち、まず裁判の主目的が「統治秩序の維持・形成」であることを明らかにした。また、裁判統制制度の目的・機能を考察し、特に中国共産党によるそれが「統治秩序の維持・形成」を目指したものであることを明らかにした。さらに「公正」の位置づけについても考察を進め、それが裁判にとって副次的要請であることを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：

This research seeks to clarify the bases for the legitimacy of the contemporary Chinese criminal trials which has been structured by different systems of control over the courts.

On the understanding that the bases for judicial legitimacy differ according to the different levels of defining the objectives of the courts, this research first finds that the main objective of the courts is to “form and sustain a governing order”.

It then examines the purpose and functions of the system of control over the courts and finds that the Chinese Communist Party in particular promotes this control in order to “form and sustain a governing order”.

The research also looks into the concept of “justice” in the Chinese court system and finds that it occupies a subordinate place in the function of the courts.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009 年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2010 年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2011 年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	3,100,000	930,000	4,030,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：比較法、中国法、刑事裁判論

## 1. 研究開始当初の背景

日本では、裁判が第三者による法的紛争の

裁定であることから、公正さがその本質的要請とされる。そして公正さを確保するために

は裁判官の独立が不可欠と観念され、それを欠く裁判は正統性 (legitimacy) が認められない。

他方、現代中国においては、裁判を統制する (独立させない) ための法的・非法的な仕組みが構築されているにもかかわらず、裁判が正統なものとされている。こうした彼我の違いはなぜ生じるのか。

研究代表者は特別研究員奨励費 (05J08693) を受けた研究において、中国の犯罪撲滅キャンペーンを検討し、そこでは刑事裁判が権力の指示の下で、重く速くキャンペーン対象の犯罪を処罰していることを実証的に明らかにした。その上で、権力が裁判を統制しうる制度構造、およびそもそも裁判とは権力の道具であるとする裁判観があることを明らかにした。

そして、その過程で浮かんできたのは、なぜ裁判が権力の道具であると考えられているのか、それは一体如何なる営みか、という中国刑事裁判論の根源的課題である。これは裁判の正統性に関わる問題であると考え、関連文献を狩猟する内に、裁判の目的が異なれば司法的決定の手續や機構 (すなわち正統性調達の方法) も異なるとする見解 (中村治朗『裁判の客観性をめぐって』(有斐閣、1970年) 196頁以下) に触れた。

そこで、従前の成果を踏まえて、この見解に立脚すれば、中国の裁判の目的を見極めることによって、諸権力の統制を受ける現行裁判制度を正統化する論理構造を解明できるのではないかと考えるに至った。

## 2. 研究の目的

本研究は裁判の目的によりその正統性根拠は異なるという視座から、諸権力 (その核心は「党の指導」である) の統制 (・干渉) を受ける制度が構築され、「公正のための独立」という前提を採らない中国の現行裁判制度が、如何なる論理構造の下で正統化されているのかを解明することである。

## 3. 研究の方法

### (1) テーマ

上記目的を実現するために、次の3つのテーマに順次取り組んだ。

#### ① 裁判の目的の解明

裁判の目的は一義的には定まるものではなく、それを考える主体により、また時代によっても異なりうる。そこで本研究は改革・開放 (1978年) 以降を対象として、主には政策決定者 (主には党・立法機関幹部)、裁判所幹部 (最高裁長官等)、事件を担当する裁判官に焦点を置き、その把握に努めた。

#### ② 裁判統制制度の設計趣旨や利用目的の探求

具体的には各裁判統制制度が如何なる理

念の下で歴史的に形成され、また今日維持されているのか、さらに如何なる目的で現実に利用されているのかを、文献・資料の読解および現地でのヒアリングにより検討した。特に、研究後半においては、最も根源的な問題である「(中国共産) 党の指導」、とりわけ、地方党委員会政法委員会 (以下、政法委) による裁判統制に焦点を置いた (また後述③参照)。

#### ③ 公正の位置づけの探求

政法委が裁判を統制 (あるいはそれに干渉) したことにより、えん罪が生じたことが大々的に報道された。それを受けて中国では、不公正を理由とした政法委の裁判統制 (・それへの干渉) を批判する論調が強まる一方で、反論も繰り広げられるようになった。そこで、関連する議論を検討することによって、中国の刑事裁判の正統性根拠における「公正」の位置づけ (特に政策決定者におけるそれ) を検討した。

### (2) 具体的作業

以上のテーマに取り組む際には、具体的に次の3点の作業を行った。

#### ① 文献、文字資料の網羅的な収集、読み込み、整理、分類

#### ② 関係者へのヒアリング

2009年8月に、陳衛東教授 (中国人民大学法学院)・盧建平教授 (北京師範大学) と面談し、ヒアリングした。また2010年12月および2011年12月に盧教授を訪問した際にも、研究者・実務家にヒアリングする機会を得た。

#### ③ 研究成果のブラッシュアップ

2009年12月に中国・華東理工大学 (上海) で開催された「転型中国法律与社会国際学術研討会」(「モデルチェンジ中の中国の法律と社会に関する国際学術シンポジウム」)。同法社会学研究センター主催)にて、中間成果を報告した (下記学会発表④)。また、最終年度には最終成果の取りまとめに向けて、2011年11月にアジア法学会 (於日本大学) で、翌年3月に東アジア法哲学シンポジウム (於政治大学、台湾) で成果を報告した (下記学会発表②①)。これらを通じて成果の研磨・修正を図った。

## 4. 研究成果

### (1) 裁判の目的は何か?

#### ① 法の立場

人民裁判所組織法はその任務として社会主義革命および社会主義建設事業の順調な進展の保障を掲げている (3条1項)。刑法および刑事訴訟法も同様である。

#### ② 政策決定者の立場

歴代の全国政法工作会议における重要講話は、「政法工作は党および国家の中心工作中に服従し、奉仕しなければならないと強調している。そしてそこからは、執政党たる党の政法工作に対する要求は主に、政法機関が社会の安定を維持することを通じて近代化建設に奉仕しなければならないとする点に表れている」（李訓虎「割裂下の融合：中国憲法与刑事訴訟法關係解讀」法学家 2009年3期49頁）。

これらが示す裁判の目的を抽象化すれば、それは「統治秩序の維持・形成」といえる。

(2) 裁判の目的と正統化の論理：「党の指導」を受ける裁判がなぜ正統化されるのか？

(1) で見た裁判の目的は結局は「統治」であり、最終的には中国共産党が担うべき政策課題である。つまり、裁判所の役割は質的に政治部門と異ならず、裁判所の役割はその一部に解消されることになる。だからこそ、「法律も分からず、事案の内容も理解していない」（張紹謙「反思刑法“嚴打”方針 維護社会長治久安」鉄道警官高等专科学校学报 2002年4期9頁）といわれる党委員会が一地方ブロックの頂点に君臨して裁判を統制するのであり、そうした「党の指導」を受ける裁判の正統性が主張されうると考えられる

(3) 「公正」の位置づけ：特に政策決定者において

政策決定者は裁判に公正さが必要であることは認めているが、なお「党の指導」の不可欠性を主張する。日本では公正のためには裁判官の独立が、また中国の有力説においても同様に裁判（官）の独立の徹底が不可欠と考えられているが、当局はそうした考え方（「公正による独立」）には与せず、上位者の「監督」によって「公正」を担保しようとしていると考える。そしてそこには、こうすることが現在の「党の指導」のあり方と、さらには「統治秩序の維持・形成」という裁判の最も重要な目的と適合的であるという判断があるからと考えられる。つまり、中国の裁判が「統治秩序の維持・形成」という目的を最も重要なものとして担うが故に、裁判は統治者たる「党の指導」を受けることにより正統なものとして観念され、最重要目的ではない「公正」は、以上の枠組みに適合するように、「独立」ではなく「監督」によって担保されるべきとされることになる。と考える。

(4) まとめ

以上のように、なぜ中国において「党の指

導」を受ける裁判制度の正統性が主張されるのか、またそこで日本では裁判の本質的要請と考えられている「公正」がどのように位置づけられているのかが明らかになった。彼我の「裁判」は質的に異なる営為であり、中国の「裁判」という営みにとって、「独立」は本質的要請ではないと考えられることになる。

(5) 成果公表の予定

以上の成果についてはすでに——特に(3)に焦点を置いて——アジア法学会および（それをさらにブラッシュアップして中国語で）東アジア法哲学シンポジウムで発表した。現在それぞれ論文として公表する準備をしている（前者はアジア法研究6号（2012年11月予定）に、後者は台湾で2012年末に刊行が予定されている同論文集に掲載予定である）。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計2件）

- ① 坂口一成，中国における司法の自律性と裁判官の「質」に関する一考察——拙著『現代中国刑事裁判論』に対する高見澤磨氏の書評に就いて，社会体制と法13号，2012年（予定）
- ② 坂口一成，台湾における罪刑法定主義の理念と現実——その「感覚」をめぐる日本、そして中国との比較，北大法学論集，62巻4号，2011年，251～298頁，査読有

〔学会発表〕（計4件）

- ① 坂口一成，中國的冤案與刑事審判之正統性——搖擺於「黨的領導」與「審判獨立」間的公正，東アジア法哲学シンポジウム，於政治大学（台湾），2012年3月18日
- ② 坂口一成，中国における刑事裁判の正統性と「公正」——「党の指導」により生じたえん罪を切り口に，アジア法学会，於日本大学，2011年11月19日
- ③ 坂口一成，日本学者眼中的中国死刑改革：論有関死刑改革的兩個問題，北京師範大学刑事法律科学院第28期京師刑事法專題論壇，於北京師範大学（中国北京），2010年12月28日
- ④ 坂口一成，論刑事審判的目的以及其合法性在中国——其合法化之邏輯結構的

中日比較，転型中国法律与社会国際学  
術研討会，於華東理工大学（中国上海），  
2009年12月11日

〔図書〕（計1件）

- ① 坂口一成，北海道大学出版会，現代中  
国刑事裁判論——裁判をめぐる政治と  
法，2009年，410頁

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

坂口 一成 (Sakaguchi Kazushige)  
兵庫教育大学・大学院学校教育研究科・准  
教授  
研究者番号：10507156

### (2) 研究分担者

該当なし

### (3) 連携研究者

該当なし